

# 岐阜県公報

## 目次

|     |   |         |          |
|-----|---|---------|----------|
| 規 則 | 岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則<br>岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 | (障害福祉課) | ページ<br>— |
|     |   | (同)     | —        |

## 規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表三の備考四(三)中「障害者自立支援法第五条第五項、第六項、第十三項、第十四項及び第十五項」を「障害者自立支援法第五条第六項、第七項、第十四項、第十五項及び第十六項」に改め、備考五中「障害者自立支援法第五条第七項」を「障害者自立支援法第五条第八項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年岐阜県条例第三十二号）附則ただし書に規定する規定中同条例第一条、第五条及び第九条の規定の施行期日は平成二十三年十月一日とし、同条例第三条及び第七条の規定の施行期日は平成二十四年四月一日とする。

平成二十三年九月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

バイ・アール・テクノセンター